

# 岐阜県公報

第二千七百六十二号  
平成二十八年七月八日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	四二八
指定医療機関の廃止の届出	(同)	四二八
介護扶助又は介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	四二八
指定介護機関の廃止の届出	(同)	四二九
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	四三〇
指定施術機関の名称等の変更の届出	(同)	四三〇
総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更	(航空宇宙産業課)	四三一
道路の供用開始	(道路維持課)	四三一
各務原都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(都市整備課)	四三一
公 示		
落札者等に関する公示	(税 務 課)	四三二
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	四三二
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	四三二
介護保険指定居宅サービス事業所の指定	(高齢福祉課)	四三三
介護保険指定居宅サービス事業所の廃止	(同)	四三四
介護保険指定居宅介護支援事業所の指定	(同)	四三四
介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止	(同)	四三四
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定	(同)	四三五
介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止	(同)	四三五
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業・金融課)	四三六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
公共測量の実施

(同) (用 地 課) 四三六

平成二十八年岐阜県職員採用短大・高卒程度試験、資格免許試験(司書)及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

(人事委員会) 四三七

平成二十八年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

(同) (四四〇)

告 示

岐阜県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大前歯科クリニック	多治見市錦町四 八	平成二八・四・一一
ひらの歯科医院	瑞浪市稲津町小里二一四 一	平成二八・五・一
ランゲルハンス鳥薬局	一 土岐市肥田浅野朝日町三 四六	同
ながお在宅クリニック	可児市長坂八 一九八	平成二八・六・一
可児		
たなけん歯科	羽島市江吉良町一一三六 一	平成二八・六・一〇

岐阜県告示第四百二三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人啓明会 水野 歯科医院	多治見市御幸町一 五	平成二八・四・一〇
ランゲルハンス鳥薬局	一 土岐市肥田浅野朝日町三 四六	平成二八・四・三〇

岐阜県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

医療法人社団	智徳会	三	関市寿町一丁目一二	通所介護	みの福寿の里	美濃市殿町一四三五番地	平成二八・四・一
有限会社	ミノタ家具	七	土岐市肥田浅野元町一七	福祉用具貸与	有限会社 ミノタ家具	土岐市肥田浅野元町一七	平成二八・六・一
有限会社	ミノタ家具	七	土岐市肥田浅野元町一七	特定福祉用具販売	有限会社 ミノタ家具	土岐市肥田浅野元町一七	平成二八・六・一
有限会社	ミノタ家具	七	土岐市肥田浅野元町一七	介護予防福祉用具貸与	有限会社 ミノタ家具	土岐市肥田浅野元町一七	平成二八・六・一
有限会社	ミノタ家具	七	土岐市肥田浅野元町一七	特定介護予防福祉用具販売	有限会社 ミノタ家具	土岐市肥田浅野元町一七	平成二八・六・一
医療法人社団	玲仁会	八	多治見市幸町七丁目二番地一四	介護療養型医療施設	幸クリニック	多治見市幸町七丁目二番地一四	平成二八・六・一
医療法人	悠山会	丁	名古屋市中天白区植田二丁目二一六番地	小規模多機能型居宅介護	ファミリア小坂	下呂市小坂町坂下七一六番地一	平成二八・六・一
医療法人	悠山会	丁	名古屋市中天白区植田二丁目二一六番地	認知症対応型共同生活介護	ファミリア小坂	下呂市小坂町坂下七一六番地一	平成二八・六・一
医療法人	悠山会	丁	名古屋市中天白区植田二丁目二一六番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	ファミリア小坂	下呂市小坂町坂下七一六番地一	平成二八・六・一
医療法人	悠山会	丁	名古屋市中天白区植田二丁目二一六番地	認知症対応型共同生活介護	ファミリア小坂	下呂市小坂町坂下七一六番地一	平成二八・六・一
株式会社	リアン	番	恵那市長島町中野一九番地四	訪問介護	訪問看護ステーションリアン	恵那市長島町中野八四	平成二八・六・一
株式会社	リアン	番	恵那市長島町中野一九番地四	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションリアン	恵那市長島町中野八四	平成二八・六・一

る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
株式会社 東濃メディカルサポート	多治見市旭ヶ丘一〇丁目二一二四	訪問看護	おりべ訪問看護ステーション	多治見市旭ヶ丘一〇丁目二一二四	平成二八・三・三一
株式会社 東濃メディカルサポート	多治見市旭ヶ丘一〇丁目二一二四	居宅療養管理指導	おりべ訪問看護ステーション	多治見市旭ヶ丘一〇丁目二一二四	平成二八・三・三一
株式会社 東濃メディカルサポート	多治見市旭ヶ丘一〇丁目二一二四	介護予防訪問看護	おりべ訪問看護ステーション	多治見市旭ヶ丘一〇丁目二一二四	平成二八・三・三一
株式会社 東濃メディカルサポート	多治見市旭ヶ丘一〇丁目二一二四	介護予防居宅療養管理指導	おりべ訪問看護ステーション	多治見市旭ヶ丘一〇丁目二一二四	平成二八・三・三一
株式会社 ケーアイ	瑞浪市稲津町小里一四八九番地	通所介護	レッツ倶楽部	瑞浪市稲津町小里一四八九番地三	平成二八・六・三〇
株式会社 ケーアイ	瑞浪市稲津町小里一四八九番地	介護予防通所介護	レッツ倶楽部	瑞浪市稲津町小里一四八九番地三	平成二八・六・三〇
株式会社 ケーアイ	瑞浪市稲津町小里一四八九番地	地域密着型通所介護	レッツ倶楽部	瑞浪市稲津町小里一四八九番地三	平成二八・六・三〇

岐阜県知事 古田 肇

平成二十八年七月八日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

氏名	施設所等の名称	施設所の所在地又は施設者の住所	指年月日
小寺 雅和	KEIROW 揖斐川ステーション	揖斐郡揖斐川町小島三三五	平成二八・四・一

岐阜県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同

法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の三の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施 術 所 等 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地 又 は 施 術 者 の 住 所	年 月 日 更
初 川 カ ヲ	新 はりきゆうマツ サージ初川治 療院	新 土岐市妻木町八七八 ルサンピア妻木3D	平成 二六・四・一
宇 野 弘 孝	訪問リハビリマツ サージあいゆう	新 大垣市中野町二五八 ミエール一〇三号 旧 大垣市中野町二五八	平成 二六・四・一

岐阜県告示第四百八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 有 効 期 限
岩戸工業株式会社	各務原市鵜沼川崎町二丁目一〇番地	平成 二七・一〇・七	平成 二六・三・三 平成 三〇・三・三

株式会社加藤製作所	各務原市各務東町五丁目 八二番地の二〇	平成 二五・二・二三	平成 二七・九・三〇	平成 二六・三・二三
-----------	------------------------	---------------	---------------	---------------

岐阜県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
一般 国道	二百五十六号	郡上市八幡町安久田字大棟二 三三二番一九地先から 同 市 同 町 同 字 同 二 三三二番二〇地先まで	八〇三	平成 二六・七・八	平成 二七・九・一八

岐阜県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、各務原都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十四年岐阜県告示第二百九十八号 各務原都市計画道路事業 三・三・十八

号 犬山東町線バイパス及び三・五・十号 犬山東町線

三 事業施行期間

平成二十四年六月二十六日から

同 三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 339台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成28年4月6日

4 落札者を決定した日 平成28年5月27日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市世野町三丁目8番地

株式会社エフロン

代表取締役 安田 隆夫

6 落札金額 35,316,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム開発係

(2) 所 在 地 岐阜県加茂郡東白川村越原九七六番地一〇

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県木育推進協議会

三 代表者の氏名 田口 房国

四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡東白川村越原九七六番地一〇

五 定款に記載された目的 この法人は、子どもを始めとする全ての人に対して、

自然の大切さを知り、学び、未来へとつなげる森と木の活動である木育を推進することで、ふるさとへの誇りと愛着をもち続ける心を育み健全な成長に寄与することや、木のおもちゃの開発と普及をとおして、地域活性化や県産材の利用促進などのネットワークづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふるさと金山

三代 表 者 の 氏 名 佐古 保

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市金山町金山三三〇一番地三

五 定款に記載された目的 この法人は、ふるさと「金山」の歴史・風土・自然・生活・文化等を再認識し、地域の人材や資源、ネットワークを活用することにより、子育て支援、健康づくり支援、高齢者福祉の充実、官民パートナーシップの推進及び市民の手による住みよいまちづくりに関する事業等を行い、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ムラのミライ

三代 表 者 の 氏 名 中田 豊一

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市千島町九〇番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、コミュニティと経済と環境が調和した状態の、人間の営みを実現することを目的とする。そのために、地域コミュニティが資源を維持、活用、循環させる仕組みや暮らし方を、創り出していく。その方法論を、生活の現場での活動を通して構築し、それを担い実現する人材の育成を行う。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
株式会社ヴァ テイ	ケアステーションあさひ岐南町	岐阜県羽島郡岐南町三宅四丁目二三番地	通所介護	平成 二六・五・一
有限会社まん てん	ほほえみ	岐阜県高山市山口町三二番地	通所介護	平成 二六・五・一
一般財団法人 高山市福祉サ ービス公社	高山市福祉サ ービス公社	岐阜県高山市森下町二丁目 二〇八番地	特定福祉 用具販売	平成 二六・五・一
株式会社オア シス	株式会社オア シス恵那営業 所	岐阜県恵那市大井町一〇六 四一	特定福祉 用具販売	平成 二六・五・一
ヤマノウチ実 業株式会社	夢	岐阜県不破郡垂井町表佐七 〇九番地一	訪問介護	平成 二六・五・一
株式会社YY メディカル	あずさ訪問介 護ステーション	岐阜県可児市川合字大廻間 七八〇番住宅型有料老人ホ ームあずさ川合	訪問介護	平成 二六・五・一
株式会社ケン キ	訪問看護ステ ーションもり もり	岐阜県大垣市和合新町一 八九	訪問看護	平成 二六・五・一
株式会社YY メディカル	あずさ訪問看 護ステーション	岐阜県可児市川合字大廻間 七八〇番住宅型有料老人ホ ームあずさ川合	訪問看護	平成 二六・五・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社はせ べ家具店	有限会社はせ べ家具店	岐阜県下呂市金山町金山一 八九八番地	特定福祉 用具販売	平成 二六・三・三
株式会社サン ハウス	デイサービス 縁楽 揖斐川	岐阜県揖斐郡揖斐川町北方 字親戸屋敷一四七五番地一	通所介護	平成 二六・三・三
有限会社はせ べ家具店	有限会社はせ べ家具店	岐阜県下呂市金山町金山一 八九八番地	福祉用具 貸与	平成 二六・三・三
株式会社美善	美善 岐阜店	岐阜県多治見市弁天町二 二九 四	特定福祉 用具販売	平成 二六・五・三〇
株式会社美善	美善 岐阜店	岐阜県多治見市弁天町二 二九 四	福祉用具 貸与	平成 二六・五・三〇
合同会社おひ さま	リハステーション おひさま	岐阜県恵那市大井町二六九 三 七六一	通所介護	平成 二六・五・三

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社五十 鈴介護	五十鈴居宅介 護	岐阜県多治見市栄町二丁目 二六番地小池ビル三B	居宅介護 支援	平成 二六・五・一
社会福祉法人 美濃陶生苑	かさはら陶生 苑居宅介護支 援事業所	岐阜県多治見市笠原町二八 五四 一	居宅介護 支援	平成 二六・五・一
株式会社N プランニング	N プランニ ング	岐阜県瑞浪市寺河戸町一〇 〇二五	居宅介護 支援	平成 二六・五・一
社会福祉法人 美濃陶生苑	とき陶生苑居 宅介護支援事 業所	岐阜県土岐市駄知町一八五 八番地の二	居宅介護 支援	平成 二六・五・一
株式会社フェ リックス	居宅介護支援 事業所 ゆら	岐阜県可児市広見三三五九 二九	居宅介護 支援	平成 二六・五・一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日



有限会社ケアサービス	ケアーズ居宅介護支援事業所	岐阜県美濃加茂市川合町二丁目七 二一	居宅介護支援	平成二六・五・五
特定非営利活動法人さわやか伝言ばん	であいらんど居宅介護支援	岐阜県各務原市鷺沼西町三丁目一三五番地	居宅介護支援	平成二六・五・三
社会福祉法人土岐市社会福祉協議会	恵風荘在宅介護支援センター	岐阜県土岐市駄知町一二六番地の三八土岐市恵風荘一階	居宅介護支援	平成二六・五・三

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称又は氏名 株式会社ヴァンティー	事業所の名称 ケアズティーショ ンあさひ岐南 町	事業所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町三宅四 丁目二三番地	サービスの種類 介護予防 通所介護	指 月 日 定 平成 二六・五・一
有限会社まんとん	ほほえみ	岐阜県高山市山口町三三番 地	介護予防 通所介護	平成 二六・五・一
一般財団法人 高山市福祉サ ービス公社	高山市福祉サ ービス公社	岐阜県高山市森下町一丁目 二〇八番地	介護予防 特定福祉 用具販売	平成 二六・五・一
株式会社オアシス	株式会社オアシス シス恵那営	岐阜県恵那市大井町一〇六 四一	介護予防 特定福祉	平成 二六・五・一

株式会社グロウイングアップ	業所 おりづる訪問 介護センター	岐阜県大垣市八島町六番地 一入山ビル一〇一	用具販売 介護予防 訪問介護	平成 二六・五・一
ヤマノウチ実業株式会社	夢	岐阜県不破郡垂井町表佐七 〇九番地一	介護予防 訪問介護	平成 二六・五・一
株式会社Y Y メディカル	あずさ訪問介護ステーション	岐阜県可児市川合字大廻間 七八〇番住宅型有料老人ホ ームあずさ川合	介護予防 訪問介護	平成 二六・五・一
株式会社ゲンキ	訪問看護ステーションもり	岐阜県大垣市和合新町一 八九	介護予防 訪問看護	平成 二六・五・一
株式会社Y Y メディカル	あずさ訪問看護ステーション	岐阜県可児市川合字大廻間 七八〇番住宅型有料老人ホ ームあずさ川合	介護予防 訪問看護	平成 二六・五・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称又は氏名 有限会社はせ へ家具店	事業所の名称 有限会社はせ へ家具店	事業所の所在地 岐阜県下呂市金山町金山一 八九八番地	サービスの種類 介護予防 特定福祉 用具販売	廃 月 日 止 平成 二六・三・三
------------------------------	--------------------------	----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

株式会社サンハウス	デイサービス 縁楽 揖斐川	岐阜県揖斐郡揖斐川町北方 字親戸屋敷一四七五番地一	介護予防 通所介護	平成 二六・三三
有限会社はせべ家具店	有限会社はせべ家具店	岐阜県下呂市金山町金山一八九八番地	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二六・三三
合資会社東方ケアセンター	東方ケアセンター	岐阜県大垣市鶴見町二二六番地の三	介護予防 通所介護	平成 二六・四二
株式会社美善	美善 岐阜店	岐阜県多治見市弁天町二二九 四	介護予防 特定福祉 用具販売	平成 二六・五〇
株式会社美善	美善 岐阜店	岐阜県多治見市弁天町二二九 四	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二六・五〇

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は取り下げられたので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 取り下げられた届出

- 1 届出年月日  
平成二十八年三月七日
- 2 届出者の氏名又は名称  
中部薬品株式会社
- 3 建物の名称及び所在地  
V・drug高山中央店  
高山市岡本町三丁目六番一〇 外
- 4 大規模小売店舗の新設日

平成二十八年十一月八日  
店舗面積

5 一、四五九平方メートル  
6 駐車場の収容台数  
一一〇台

7 荷さばき施設の面積  
一一七平方メートル

二 取下げ年月日

平成二十八年六月十三日

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十八年七月八日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロージュショッピングセンター高山店  
高山市岡本町三丁目十八番二 外

二 意見の概要

高山市長の意見

- ・ 市道富士線沿いにある 出入口の幅については、自動車と歩行者の接触機会を減らすため、七・ハメートル以下としてください。
- ・ 出入口の道路側溝について、耐久性のある横断用側溝への変更を検討してください。
- ・ 近隣住民に迷惑がからないうよう配慮してください。特に夜間における利用者に對しては、車両のエンジン停止や近隣住民への配慮を促す表示など適切な措置を講じてください。

- ・近隣住民から苦情や意見があった場合には、誠意ある対応に努め、適切な対応を講じてください。

- ・駐車場に進入する車両が、空車待ちで道路にはみ出し他の通行車両に支障が及ぶことの無いよう、状況に応じ誘導員を配置するなど適切な対応を講じてください。

- ・駐車場（変更後）の利用者は市道を横断する必要があることから、利用者に対して交通規則の遵守（横断歩道の利用）や交通事故についての十分な注意喚起を行ってください。

- ・当該開発事業区域付近の道路は北小学校・中山中学校の指定通学路に該当していません。当該地も含め、開発時並びに開発に係る資材等運搬で指定通学路やスクールバス路線を走行する場合は、児童・生徒の通行に十分配慮し、安全確保に努めてください。

（届出事項 変更）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

平成二十八年七月一日から

平成二十九年三月十日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業期間

平成二十八年六月二十七日から

同 年七月三十一日まで

四 作業地域

美濃加茂市加茂野地内

平成二十八年年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験（司書）及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十八年年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験（司書）及び市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十八年七月八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、司書に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員及び市町村立小中学校事務職員とし

て高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにあります。  
 一 試験名、試験区分及び採用予定人員

短大・高校卒程度試験	試験名		試験区分		採用予定人員
	事務B(東濃地域)A	事務B(飛驒地域)	警察事務	農 業	林 業
事務A	事務B(東濃地域)	事務B(飛驒地域)	警察事務	農 業	林 業
資格免許職試験	電 気	農 業	土 木	土 木	土 木
市町村立小中学校事務職員採用試験	若 干	若 干	五 人	五 人	五 人
書 庫	若 干	若 干	五 人	五 人	五 人

二 受験資格

短大・高校卒程度試験	林 業	警 察 事 務	事 務 B (東濃地域)	事 務 B (飛驒地域)	事 務 A
七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者

資格免許職試験	電 気	農 業	土 木	土 木	土 木
市町村立小中学校事務職員採用試験	七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者	七歳以上二十歳未満の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（短大・高校卒程度試験（電気）、資格免許職試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験を除く。）
  - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
- 1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十八年九月二十五日（日）午前八時三十分から岐阜市又は各務原市、多治見市及び高山市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

<p>短大・高校卒程度試験</p>	<p>試験名</p>	<p>試験区分 農 業 林 業 土 木 土 木 B (東濃地域) 土 木 B (飛騨地域)</p> <p>出題分野 農業と環境、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等 森林経営、森林科学、測量、林産物利用等 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等 農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎(農業と環境、農業情報処理等)等 数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術等</p>	<p>試験問題の出題分野は、次のとおりです。</p> <p>(2) 専門試験</p> <p>短大・高校卒程度試験の農業、林業、土木A、土木B(東濃地域)、土木B(飛騨地域)、農業土木及び電気については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。</p> <p>資格免許試験については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。</p>
<p>短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。</p> <p>資格免許試験については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分にあわせて行います。</p>	<p>資格免許職試験 司 書</p> <p>生涯学習概論、図書館概論(図書館制度を含む)、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論等</p> <p>(3) 作文試験 表現力、思考力等について試験を行います。 なお、この試験は、第二次試験として評価します。</p> <p>(三) 合格発表 平成二十八年十月三日(月)に県庁前の掲示板及び岐阜県ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。 岐阜県ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス <a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/</a></p> <p>2 第二次試験 第一次試験の合格者に対して行います。 (一) 日時及び場所 平成二十八年十月中旬から同年十月下旬(予定)に岐阜市において行います。 なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。</p> <p>(二) 方法 (1) 口述試験 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。 (2) 適性検査 職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。</p> <p>3 最終合格発表 第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十八年十一月中旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。</p> <p>四 合格から採用まで この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採</p>		

用予定年月日は、短大・高校卒程度試験及び資格免許職試験にあつては原則として平成二十九年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験にあつては原則として平成二十九年三月二十七日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十八年度の新規採用者の給料月額、短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員にあつては十五万千八百円、資格免許職「司書」にあつては十六万六千三百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「資格免許職請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「資格免許職受験」又は「小中事務受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛で、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五

センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十八年七月二十九日（金）から同年八月十六日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、平成二十八年八月十六日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

平成二十八年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十八年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十八年七月八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員及び市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	身体障がい者を対象とした職員採用試験	試験区分	事務	採用予定人員	5人
	身体障がい者を対象とした市町村立小中学校事務職員採用試験		若干人		

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十八年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p>
身体障がい者を対象とした市町村立小中学校事務職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十八年四月一日における年齢が十七歳以上二十七歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p> <p>五 口頭による面接試験に対応できる者</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（市町村立小中学校事務職員採用試験を除く。）
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十八年十月二十三日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的

推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）につ

いて、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十八年十一月二日（水）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式水

ムページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結

果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>

2 第二次試験

(一) 日時及び場所

平成二十八年十一月中旬（予定）

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。(所定の健康診断書の提出を求めます。)

### 3 最終合格者発表

第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十八年十一月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

### 4 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、岐阜県職員採用試験にあつては原則として平成二十九年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験にあつては原則として平成二十九年三月二十七日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われます。

### 5 給与等

平成二十八年度の新規採用者の給料月額は、十五万八千八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

### 六 受験手続

#### 1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員・小中事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

#### 2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込

書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員・小中事務受験」と朱書きし、〒五八五七七(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

#### 3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十八年七月二十九日(金)から同年八月十六日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、平成二十八年八月十六日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

#### 七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

#### 八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話 五八二七二 八七九六)へ問い合わせてください。